

自然公園の中で

一定の行為を行う際には手続きが必要です



市には、自然公園として指定されている「磐梯朝日国立公園」「瀬波笹川流れ栗島県立自然公園」があります。この区域内では、すばらしい景観を後世に引き継ぐために、法律や条例で行為が規制されています。

次の行為を行う際には申請が必要で、行為の内容にも制限があります。

- ・建物の新築、増改築（常設、仮設を問いません） ・ 広告物の設置 ・ 木竹の伐採
- ・高山植物などの採取 ・ 植物の植栽 ・ 鉱物や土石の採取 ・ 動物の捕獲、放出
- ・土地の形状変更 など



※特に「瀬波笹川流れ栗島県立自然公園」は、住宅地などに隣接しているため、区域が分かりづらくなっています。看板などを設置する場合は事前にご相談ください

●問い合わせ 都市計画課都市政策室 ☎53-2111（内線5321）

ちょっとまった！

不法投棄は犯罪です

不法投棄とは



山間部や河川敷、道路沿い、田畑、空き地などに、物の大小にかかわらず家庭ごみや家電、産業廃棄物などを捨てたり埋めたりすることを「不法投棄」と言い、法律で禁止されています。違反した者は、法律の規定により5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこれが併科されます。また、法人の場合は3億円以下の罰金が科されます。

不法投棄をされないために

自身の所有する土地にごみを不法投棄され、捨てた者を特定することができない場合は、土地の所有者がごみを処分しなければなりません。草が伸びた状態など人目につきにくい土地は不法投棄がされやすくなります。

土地の所有者はこまめに除草したり、看板を設置したりするなどして、不法投棄されないよう土地の管理には十分注意してください。

自分の土地でも不法投棄になります

自分が所有する土地であっても、廃棄物を埋めるのは不法投棄になります。

また、これから埋めようとしている状態、いわゆる「未遂」であっても処罰の対象になります。



不法投棄しているところを見つけたら

不法投棄をしているところを発見した場合は、トラブルに巻きこまれないよう、一人で対処せず、速やかに不法投棄ホットライン

☎0120—^{さんばい}381—^{なくそー}790
に連絡してください。

●問い合わせ 環境課生活環境室 ☎53-2111（内線3311）